

公示番号：170103

国名：タイ

担当部署：人間開発部 高等教育・社会保障グループ 社会保障チーム

案件名：認知症高齢者のための介護サービス開発プロジェクト詳細計画策定調査及び
要援護高齢者等のための介護サービス開発プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年4月下旬から2017年8月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.75M/M、現地 0.23M/M、合計 0.98M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	7日	10日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月12日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報
>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独
型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、
JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても
受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロ
ポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年4月25日
(火) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	社会保障にかかる各種評価調査
対象国／類似地域	タイ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

タイにおいては、総人口 6,796 万人のうち 65 歳以上の高齢者が 711 万人と、全体の 10.5%を占める高齢化社会に突入している。これは、東南アジア諸国のうち、シンガポールを除いて最も高い割合である。さらに、タイは、2002 年に 65 歳以上の割合が 7%を超える「高齢化社会」に移行したが、20 年後の 2022 年には同割合が 14%を超え、「高齢社会」に突入すると予測されており、この進展スピードは、日本の 24 年よりも早いと言える。

一方、タイは、日本を含む高齢化の進む先進国と異なり、先進国レベルの経済発展や社会保障制度の構築がなされていない中で前述のような急速な高齢化を経験することになり、医療・介護ニーズへの対応や年金等の所得補償について、タイの実情をふまえつつ適切な対応を取ることが喫緊の課題となっている。

介護については、高齢化の進展に伴う要援護高齢者の増加、及び、都市化や社会の変化に伴う独居老人あるいは高齢者のみの世帯の増加（高齢者単身世帯の割合は 1986 年の 4.3%から 2007 年には 7.6%に、高齢者夫婦のみ世帯の割合は同期間 6.7%から 16.3%に増加）を受け、家族だけでは高齢者の介護を支えられず、社会で支える仕組みが求められていると言える。

こうした状況に対し、JICA は、タイ保健省及び社会開発・人間の安全保障省をカウンターパート機関として、「コミュニティにおける高齢者向け保健医療・福祉サービスの統合型モデル形成プロジェクト」（2007～2011 年）（以下、CTOP）、及び、「要援護高齢者等のための介護サービス開発プロジェクト」（2013 年～2017 年）（以下、LTOP）の、2 件の技術協力プロジェクトを実施してきた。CTOP は、コミュニティにおけるボランティア等を活用しつつ、従来縦割りで実施されてきた保健医療分野と福祉分野の高齢者向けサービスを統合して効率的に提供していくためのサービスモデルを作成・試行し、成果を収めた。LTOP は、高齢化がさらに進み家族形態の変化もある中で、特に要援護状態にある高齢者への介護については、既存のリソースに頼るだけでなく介護人材の育成や財政的に持続可能な制度作りも見据えた形で実施できるよう、モデル開発及び政策提言を行った（2017 年 8 月まで実施中）。

今般、タイ政府から、高齢者が要援護状態に陥る原因とみられる、中間ケア（入院から在宅を繋ぐリハビリテーション等の仕組み）の強化、及び、高齢化が進展するほど増加し家族やコミュニティへの負担ともなり得る認知症への対応について、日本からの知見を求め、「認知症高齢者のための介護サービス開発プロジェクト」の要請があった。

本詳細計画策定調査は 2017 年 4 月下旬及び 5 月上旬の 2 回に分けて実施し、本業務は 2 回目の現地派遣に参団し評価分析業務を行う。第一次現地調査では、タイの医

療・福祉関係機関の現場の視察、及び、タイ政府の各関係部局との協議を通じて課題を確認し、協力の範囲及び重点や、実施体制を検討する。その後、第二次現地調査で本プロジェクトにかかる計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M：Minutes of Meeting）の締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的として実施する。

加えて、現行案件である前述の LTOP は 2017 年 8 月に終了することから、2017 年 7 月に終了時評価調査を実施し、評価結果についてカウンターパート機関と協議の上で、合意文書（M/M）締結を行う予定である。本業務は、同終了時評価調査について、現地調査への参団は行わないが、既存の情報の整理及び評価分析業務に協力するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクト内容をタイ政府と協議・合意し、評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。第一次現地調査には同行しないが、評価報告書及び M/M 案作成には同調査の情報も反映する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

【I. 詳細計画策定調査】

（1）国内準備期間（2017 年 4 月下旬～5 月上旬）

- ①要請書、既存の文献、報告書等（先行 2 案件（前述の CTOP、LOTP）の詳細計画策定調査報告書、中間レビュー報告書、終了時報告書（CTOP のみ）等）をレビューし、要請背景を理解する。
- ②JICA 人間開発部担当者より、第一次現地調査の結果を聞き取り（議事録及び当該時点の PDM 案等を手交予定）、調査の進捗を理解する。
- ③PDM 案に基づき、評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理し、必要に応じ質問票（英文）を作成する。
- ④対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2017 年 5 月上旬～5 月中旬）

- ①JICA タイ事務所等との打合せに参加する。
- ②タイ側カウンターパート機関及びその他関係機関、及び、日本側関係機関との協議を通じ、必要な情報を収集する。
- ③事業事前評価表（案）（和文）の作成に必要な各種情報を収集・分析する。事前質問票を送付した場合は、回収する。
- ④本事前評価の方法について、タイ側に説明を行う。
- ⑤調査団及びタイ側と協議の上、PDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）の作成を支援する。
- ⑥タイ側との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文）及び M/M（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑦評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。

⑧担当分野に係る現地調査結果を JICA タイ事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2017 年 5 月中旬～5 月下旬)

- ①事業事前評価表 (案) (和文) 作成に協力する。
- ②帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を作成し、詳細計画策定調査報告書全体のとりまとめに協力する。

【Ⅱ. 終了時評価調査】

(4) 国内作業期間 (2017 年 7 月上旬～8 月中旬)

- ①LTOP に関し、PDM・P0 に加え、既存の報告書等 (プロジェクト月報、投入実績一覧、成果一覧等) を追加でレビューする。
- ②終了時評価調査に向けたプロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、評価グリッド (案) (和文・英文) を作成する。また、JICA 職員が現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③必要に応じ、評価グリッドに基づき、質問票 (英文) を作成する。
- ④監督職員と相談の上、評価報告書 (案) (英文) を作成する。
- ⑤JICA による現地調査実施後、同調査での追加収集情報、及び、タイ政府と協議・合意済みの評価報告書をふまえ、評価調査結果要約表 (案) (和文・英文) の作成に協力する。
- ⑥終了時評価調査報告書 (和文) について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。(1)、(2)とも最終成果品とする。

- (1) 詳細計画策定調査報告書 (案) (担当分野) : 和文 1 部
- (2) 終了時評価調査報告書 (案) (担当分野) : 和文 1 部

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ (見積書に計上して下さい)。
航空経路は、日本⇒バンコク⇒日本を標準とします。

(2) 直接人件費月額単価

本契約における直接人件費単価は、2017年度単価を上限とする。

https://www.jica.go.jp/announce/information/20170220_02.html

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2017年5月7日～2017年5月13日を予定しています。

本業務従事者は、詳細計画策定調査について、2回の現地調査を実施するうち、第二次現地調査に参团します。現地調査期間は、JICAの調査団員の第二次現地調査期間と同一の予定です。終了時評価調査については、現地調査への参团はありません。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成について、本業務従事者が参团する詳細計画策定調査については、以下を予定しています。上述のとおり、終了時評価への参团は行いません。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 社会保障政策 (厚生労働省)

エ) 高齢者リハビリテーション (厚生労働省)

オ) 人材育成/研修計画 (厚生労働省)

カ) 評価分析 (コンサルタント)

③便宜供与内容

JICAタイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳傭上

必要に応じ、英語⇄タイ語の通訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

JICA がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

LTOP プロジェクトオフィス内または JICA タイ事務所内の執務スペース提供

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障チーム (TEL:03-5226-8352) にて配布します。

・LTOP中間レビュー調査報告書

②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・タイ王国 コミュニティにおける高齢者向け保健医療・福祉サービスの統合型モデル形成プロジェクト事前評価調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000173777.html>)

・タイ王国 コミュニティにおける高齢者向け保健医療・福祉サービスの統合

- 型モデル形成プロジェクト中間レビュー調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000009913.html>)
- ・タイ王国 コミュニティにおける高齢者向け保健医療・福祉サービスの統合型モデル形成プロジェクト終了時評価調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000007164.html>)
 - ・タイ王国 要援護高齢者等のための介護サービス開発プロジェクト 詳細計画策定調査報告書
(http://open_jicareport.jica.go.jp/216/216/216_122_12148417.html)

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上